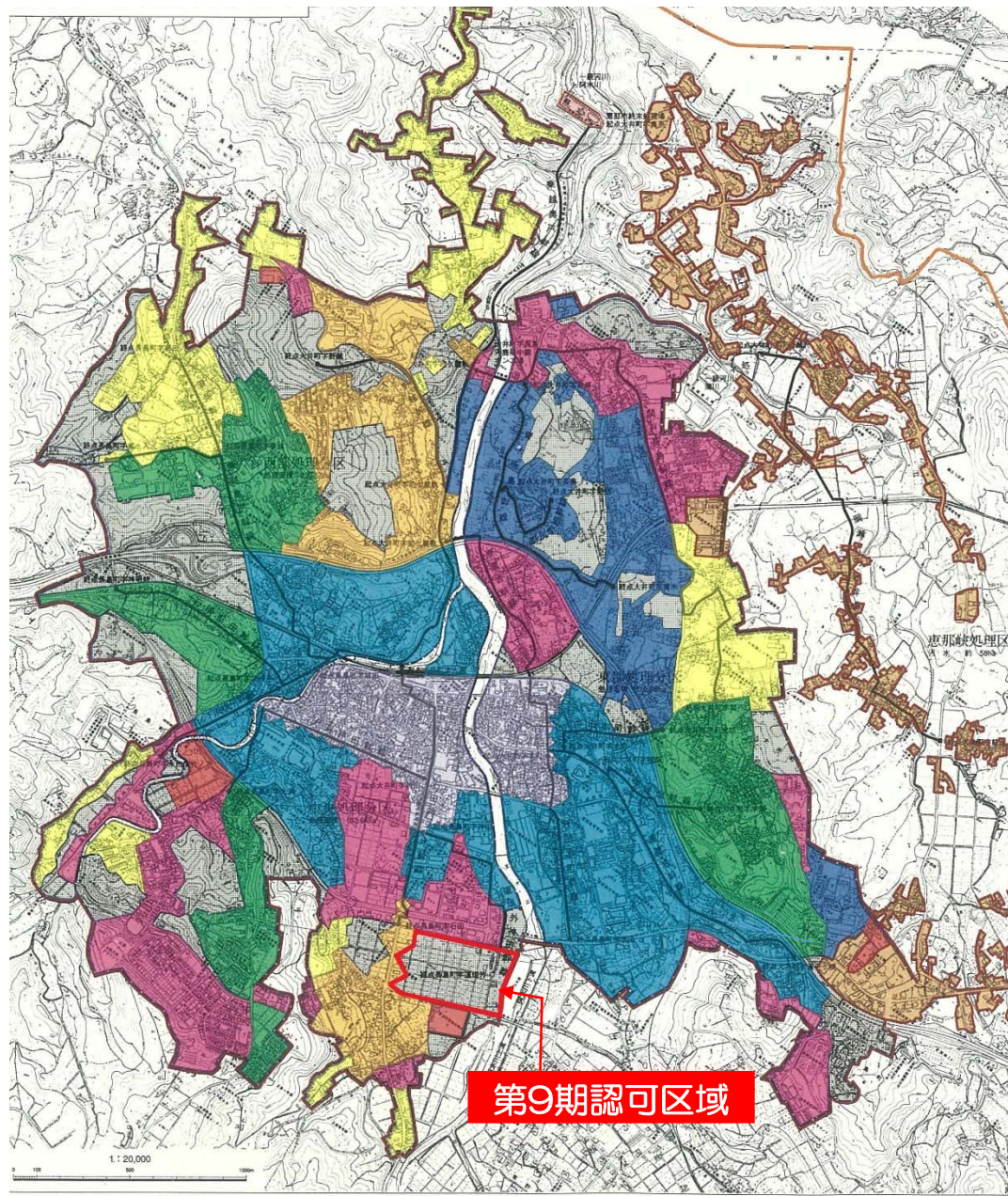


公共下水道第9期事業認可地区 の受益者負担金について

2018.10.9 上下水道事業経営審議会
恵那市上下水道課

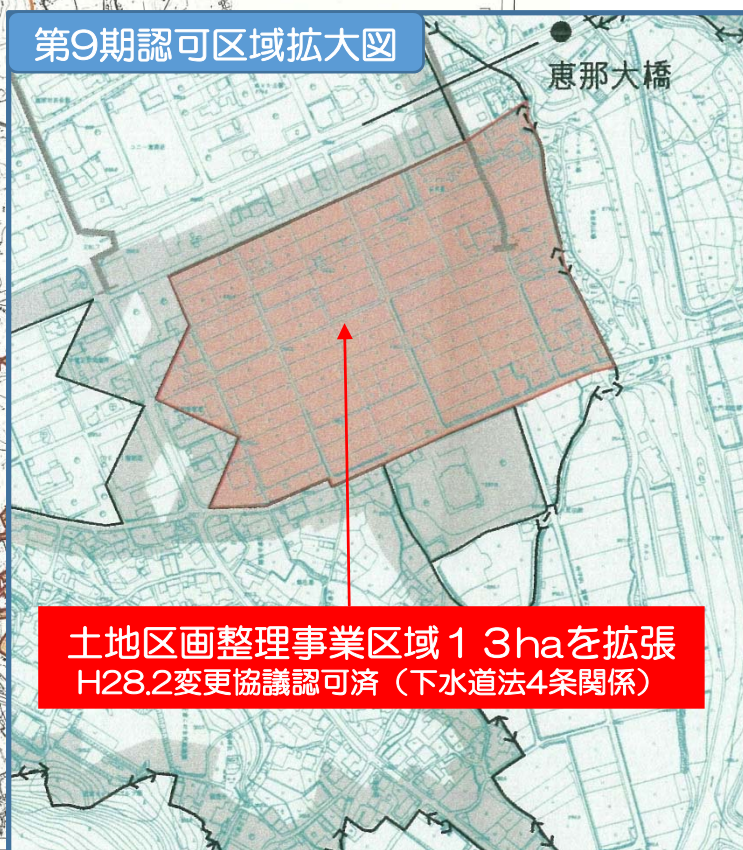
1. 公共下水道第9期事業認可地区位置図及び第1～8期認可区域図



	図面	負担金額
第1期認可区域		197円/㎡
第2期認可区域		240円/㎡
第3期認可区域		264円/㎡
第4期認可区域		283円/㎡
第5期認可区域		362円/㎡
第6期認可区域		478円/㎡
第7期認可区域		478円/㎡
第8期認可区域		478円/㎡
施工未定区域		

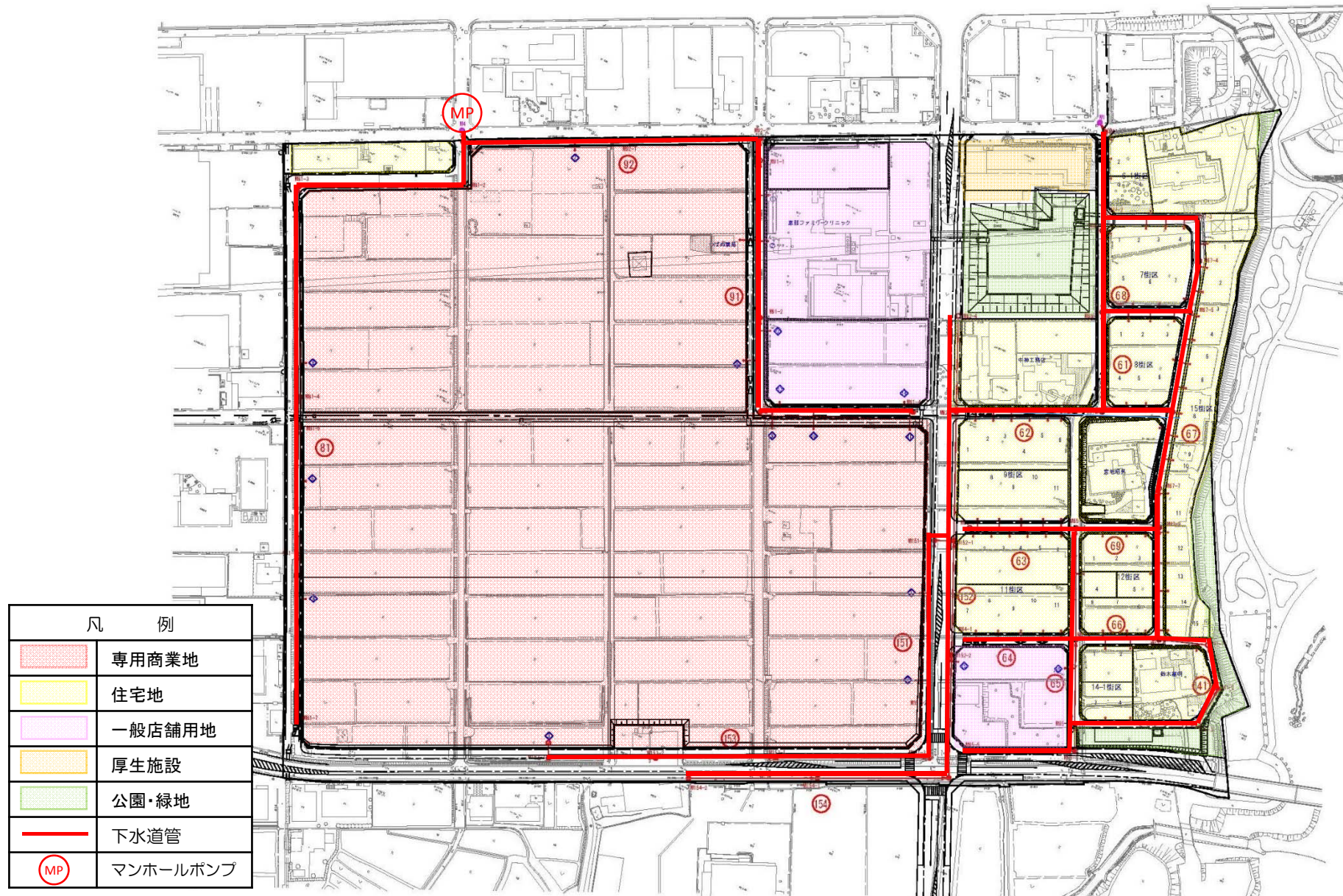
特環恵那峡処理区 21万円+200円/㎡

第9期認可区域



**土地区画整理事業区域1 3haを拡張
H28.2変更協議認可済 (下水道法4条関係)**

2. 公共下水道第9期事業認可地区污水管渠計画平面図



3. 受益者負担金関係条例(抜粋)

○都市計画法(昭和43年6月15日号外法律第100号)

(受益者負担金)

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、**当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。**

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は**市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。**

○恵那市下水道事業受益者負担に関する条例(平成16年10月25日条例第195号)

(趣旨)

第1条 恵那市長(以下「市長」という。)は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第75条の規定に基づく受益者負担金等を徴収するものとする。

(負担金の総額)

第4条 **負担金の総額は、事業に要する費用(以下「事業費」という。)の額に5分の1を乗じて得た額とする。**

(各受益者の負担金の額)

第5条 受益者が負担する負担金の額は、**前条の規定により定めた負担金の総額を第3条の規定により告示された排水区域の地積で除して得た額(以下「単位負担金額」という。)**に当該受益者が第7条の告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により告示された区域内のもの~~の~~面積を乗じて得た額とする。

4. 第9期事業認可区域受益者負担金算出資料

○第9期変更認可

項目	変更前	変更後	増減
認可区域	737ha	750ha	13ha

○正家第二土地区画整理事業地区管渠事業(汚水分)

汚水管渠L=2235m、MP1箇所

項目	事業費	備考
測 試	13,932千円	汚水管渠詳細設計
補 償	0千円	
原材料	0千円	
工事費	116,115千円	汚水管渠工事費、MP工事費
事務費	6,502千円	5.0円
合計	136,549千円	

○第9期事業認可区域受益者負担金単価算出

(第9期認可区域事業費) (受益者負担分) (第9期認可区域対象面積)

$$136,549,000円 \times \frac{1}{5} \div 130,000m^2 = 210.0753846$$

決定負担金単価

210円

5. 第1～9期公共受益者負担金一覧表

区 域	地 区 名	事 業 費	負 担 割 合	対 象 面 積	単 位 負 担 金	
					金 額	告 示
第1期認可区域	大井町・長島町中野の市街地地区	496,580千円	1/5	502,200㎡	197円/㎡	昭和48年10月
第2期認可区域	大井町・長島町の市街地地区	2,011,023千円	1/5	1,679,900㎡	240円/㎡	昭和52年11月
第3期認可区域	大井町(学頭地区) 長島町(乗越、新田、大洞地区)	1,534,738千円	1/5	1,164,000㎡	264円/㎡	昭和59年 1月
第4期認可区域	大井町(野越地区)、 長島町(正家地区)	952,109千円	1/5	674,000㎡	283円/㎡	昭和61年12月
第5期認可区域	大井町(野越、長島・横平地区) 長島町(永田、大崎・正家、祖湯気、後田地区)	2,455,902千円	1/5	1,357,000㎡	362円/㎡	平成 4年 3月
第6期認可区域	大井町(丸池、関戸地区)、 長島町(久須見・中野、永田、 中野、正家地区)	2,399,000千円	1/5	1,004,400㎡	478円/㎡	平成10年 3月
第7期認可区域	大井町(長島、土々ヶ根、野尻 ・野畑・青木、雀子ヶ根地区)	1,593,000千円	1/5	666,700㎡	478円/㎡	平成15年 2月
第8期認可区域	大井町(野越、雀子ヶ根地区) 長島町(永田、正家地区)	33,444千円	1/5	14,000㎡	478円/㎡	平成21年 3月
第9期認可区域	長島町(正家地区)	136,549千円	1/5	130,000㎡	210円/㎡	平成31年 1月 予定

6. 恵那市下水道事業受益者負担金に関する条例の改正について

1. 区域外流入に係る分担金について

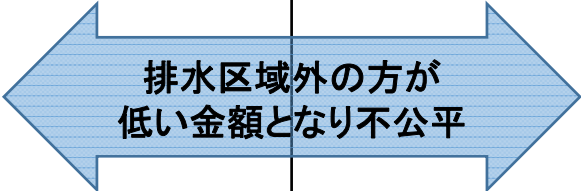
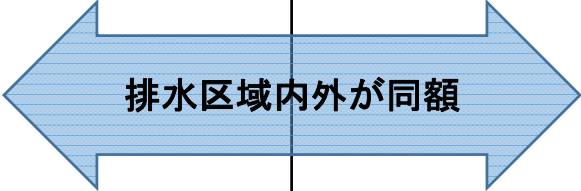
現行、恵那市下水道事業受益者負担に関する条例第17条第3項において排水区域外の単位分担金額は最終認可区域の単位負担金額と定められているが、今後、新しく単位負担金額を設定する際に従来の金額よりも低い金額が設定された場合、隣接する排水区域内の受益者との間に不公平が生じるため、排水区域外の単位分担金額は接続先の排水区域の単位負担金額に相当する額に改めるものです。

恵那市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正について(平成16年恵那市条例第195号)

新	旧
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(区域外流入に係る分担金)</p> <p>第17条 排水区域の外から汚水を公共下水道に排除しようとする建築物の所有者は、第8条第3項の規定を適用し、同項中「負担金」とあるのは、「分担金」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項により賦課された分担金は、納付期日までに全額徴収するものとする。</p> <p>3 排水区域外の単位分担金額は、<u>接続先の排水区域の単位負担金額に相当する額</u>とする。</p> <p>第18条以降 (略)</p>	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(区域外流入に係る分担金)</p> <p>第17条 排水区域の外から汚水を公共下水道に排除しようとする建築物の所有者は、第8条第3項の規定を適用し、同項中「負担金」とあるのは、「分担金」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項により賦課された分担金は、納付期日までに全額徴収するものとする。</p> <p>3 排水区域外の単位分担金額は、<u>最終認可区域の単位負担金額</u>とする。</p> <p>第18条以降 (略)</p>

2. 参考資料

○新たな単位負担金額が従前の単位負担金額よりも低い場合

例：第8期認可区域に接続する場合		
条例改正前後	排水区域内	排水区域外
条例改正をしない場合 最終認可区域の単位負担金額	第8期認可区域 478円/㎡	(仮)第9期認可区域 210円/㎡
		
条例改正をした場合 接続先の排水区域の単位負担金額	第8期認可区域 478円/㎡	第8期認可区域 478円/㎡
		

○現行第1～8期受益者負担金

区 域	単位負担金
第1期認可区域	197円/㎡
第2期認可区域	240円/㎡
第3期認可区域	264円/㎡
第4期認可区域	283円/㎡
第5期認可区域	362円/㎡
第6期認可区域	478円/㎡
第7期認可区域	478円/㎡
第8期認可区域	478円/㎡

○新規受益者負担金

区 域	単位負担金
(仮)第9期認可区域	210円/㎡

最終認可区域